

児島湖に係る第7期湖沼水質保全計画骨子

1 計画期間

平成28年度から平成32年度までの5カ年

2 児島湖の水質保全に関する方針

(1) 計画期間内に達成すべき目標

項目		6期計画目標値	目標値 (平成32年度)
化学的酸素要求量 (COD)	75%値	7.5 mg/L	※今後検討予定
	(参考) 年平均値	7.1 mg/L	
全窒素 (T-N)	年平均値	1.1 mg/L	
全りん (T-P)	年平均値	0.17 mg/L	

(2) 計画の目標、対策と長期ビジョンをつなぐ道筋

児島湖に係る湖沼水質保全計画に基づく各種対策の実施と、進行管理・実績評価、定期的な見直しを進め、それに伴う段階的かつ着実な水質の改善によって、平成37年度頃の長期ビジョン達成を目指す。

- ・下水道等の早期整備と高度処理の推進
- ・下水道処理施設への接続促進
- ・くみ取り、単独処理浄化槽の早期廃止と合併処理浄化槽・高度合併処理浄化槽への転換を含めた整備促進
- ・旭川・高梁川から取水されている農業用水の再利用
- ・ヨシ原の管理等による自然の浄化機能の再生への取組
- ・環境にやさしい農業の普及促進
- ・県民との連携による環境美化活動や水質の監視及び水質保全活動
- ・平成37年頃を目途に化学的酸素要求量を5mg/L以下まで改善(今後見直し予定)

3 湖沼の水質保全に資する事業

(1) 下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽等の整備

① 下水道の整備

項目	6期計画目標値	目標(平成32年度)
下水道処理人口	489千人	※今後検討予定(千人)
下水道普及率	73.7%	※今後検討予定(%)

② 農業集落排水施設

③合併処理浄化槽等の整備

項目	6期計画目標値	目標（平成32年度）
合併処理浄化槽の整備	31,061基	<u>※今後検討予定（基）</u>
し尿処理施設の整備	6施設（現状）	<u>※今後検討予定（施設）</u>

（2）湖沼等の浄化対策

①ヨシ原の適正な管理

水中の窒素やリンを吸収するとともに水質浄化の効果を有し、水鳥や魚類の繁殖の場ともなっているヨシ原の適正な管理

対策	6期計画目標値	目標（平成28～32年度）
ヨシ原の管理	125,000m ²	<u>※今後検討予定（m²）</u>

②農業用水の再利用

非かんがい期における児島湖の水質保全に資するための旭川及び高梁川からの農業用水の再利用

対策	6期計画目標値	目標（平成32年度）
農業用水の再利用	589,000m ³ /日 （5年間平均）	<u>※今後検討予定（m³/日）</u>

③流入河川等のしゅんせつ

笹ヶ瀬川、倉敷川等流入河川及び児島湖に流入する用排水路における、しゅんせつの実施

対策	6期計画目標値	目標（平成28～32年度）
流入河川のしゅんせつ	20,000m ³	<u>※今後検討予定（m³）</u>
用排水路のしゅんせつ	8,150m ³	<u>※今後検討予定（m³）</u>

④多自然川づくり等の推進

河川や用排水路の護岸改修における多自然川づくりの推進による、自然の水質浄化機能の回復、活用

対策	6期計画目標値	目標（平成28～32年度）
河川等の改修	7箇所	<u>※今後検討予定（箇所）</u>
水路等の整備	1箇所	<u>※今後検討予定（箇所）</u>

⑤児島湖や流入河川等における水生植物の適正な管理

児島湖や流入河川、用排水路における水生植物の枯死と汚濁負荷の水中への回帰による二次的な汚濁及び児島湖への流入を防止するための水生植物の除去
既存の水利施設の障害となる過剰に繁茂した水草、切れ藻等の除去

⑥環境用水の導水

非かんがい期における児島湖の水質保全に資するため、環境用水の効果を実証する社会実験

⑦児島湖や流入河川等におけるゴミ対策

流域におけるゴミの発生抑制対策の実施

児島湖や流入河川等におけるゴミの除去

4 水質保全のための規制その他の措置

(1) 工場・事業場の排水対策

①排水規制

水質汚濁防止法に基づく一律排水基準、排水基準を定める条例に基づく上乘せ排水基準の適用

水質汚濁防止法等の規制対象外事業場に対する岡山県環境への負荷の低減に関する条例に基づく排水基準の適用

立入検査等による監視・指導の強化

違法行為に対する指導・取締りの徹底

対 策	6 期計画目標値	目標（平成32年度）
工場・事業場の排水基準適合率	—	※今後検討予定（%）

②汚濁負荷量の抑制

水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく総量規制基準の適用

湖沼水質保全特別措置法に基づく汚濁負荷量の規制基準の適用

立入検査等による関係法令の順守徹底

③指定施設等の構造、使用の規制

湖沼水質保全特別措置法に基づく指定施設等の構造及び使用の方法に関する基準を定める条例の適用

④小規模特定事業場・未規制事業場に対する指導、助言、勧告

水質汚濁防止法による濃度規制及び湖沼水質保全特別措置法による構造・使用規制の対象とならない小規模特定事業場並びに湖沼特定施設を設置しない未規制事業場に対する必要な指導、助言、勧告の実施

(2) 生活排水対策

①水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域の指定等

岡山市、倉敷市、玉野市、総社市では、生活排水対策推進計画に基づき、合併処理浄化槽、廃油回収施設等の整備を推進

②下水道等への接続促進

下水道及び農業集落排水施設の供用区域においては、市町の融資制度の活用等により遅滞なく生活排水を処理施設へ接続するよう、地域住民に対し啓発、指導を実施

対 策	6 期計画目標値	目標（平成 3 2 年度）
下水道水洗化率	—	<u>※今後検討予定（％）</u>

③単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換促進

浄化槽転換費用助成制度の普及により単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進

対 策	6 期計画目標値	目標（平成 3 2 年度）
転換基数	—	<u>※今後検討予定（基）</u>

④浄化槽の適正な設置及び管理

浄化槽法及び建築基準法に基づく適正な設置や浄化槽法に基づく保守点検、清掃、法定検査の徹底

立入検査等による関係法令の遵守徹底

⑤各家庭における生活雑排水対策の推進

各家庭に対して、クリーンネットや微細目ストレーナー、三角コーナーの使用による調理くずの流出防止、ディスポーザーの使用禁止（岡山県児島湖環境保全条例施行規則で定めたものを除く。）、廃食用油の流出防止と石けん・燃料等への再生、洗剤の適正使用等に係る普及啓発

⑥環境保全実践モデル地区の見直し

岡山県児島湖環境保全条例に基づく環境保全実践モデル地区について、効果的な環境保全への取組を行うため、本制度のあり方を検討し、必要に応じて見直し

（3）畜産業に係る汚濁負荷対策

①排水濃度規制及び構造・使用規制

水質汚濁防止法に基づく上乗せ排水基準の適用

規制対象外施設に対する湖沼水質保全特別措置法に基づく構造・使用規制の遵守徹底

②家畜排せつ物の管理の方法に関する基準の遵守

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づく巡回指導の実施
不適切な事業者に対する指導、助言、勧告、命令
畜産環境整備リース事業による助成

（4）流出水対策

①農地対策

岡山県持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する指針に基づき、生産性の向上と環境負荷の低減を調和させた将来とも持続可能な農業の推進

土壌診断に基づく適正施肥の推進

水田の水質浄化機能を活かした水管理の推進

対 策	内 容
土づくりに関する技術の普及	<ul style="list-style-type: none"> ・たい肥等有機質資材の施用 ・レンゲ等緑肥作物の利用
化学肥料低減技術の普及	<ul style="list-style-type: none"> ・作物の根の周辺等、効果的な場所（局所）への肥料の施用 ・作物の生長に合わせて効果が現れる肥料（肥効調節型肥料）の施用 ・土壌のリン酸含有量に応じた施肥量の削減（リン酸・加里含有量の少ない被覆複合肥料（L字型肥料）の施用）
濁水の流出防止	<ul style="list-style-type: none"> ・浅水代かきや施肥後の適切な水管理及び畦畔管理 ・多面的機能支払交付金を活用した集落ぐるみによる農業排水対策に関する啓発の推進

化学肥料低減技術の普及による施肥量の削減

対 策	6期計画目標値	目標（平成32年度）
土壌のリン酸含有量に応じた施肥量の削減	35% （被覆複合肥料流通量に占めるL字型肥料の普及率）	※今後検討予定（%） （児島湖流域の水稻栽培でのL字型肥料の普及面積率）

②都市地域対策

道路路面、道路側溝等の清掃

公園、生活道路、側溝等の清掃

市街地等からの汚濁負荷の実態把握

透水性舗装や雨水貯留施設等、効果的な汚濁負荷低減対策の検討

対 策	6期計画目標値	目標（平成28～32年度）
道路路面の清掃 （国道、県道）	6, 823km/年	※今後検討予定（km/年）
道路路面の清掃 （市町道）		※今後検討予定（km/年）

③流出水対策地区の指定及び重点的な対策

流出水対策推進計画に基づき、重点的な対策を実施

〈指定地区〉岡山市南区北七区地区（農地 3.38km²、道路 24.9km）

- 〈対 策〉
- ・環境保全型農業の普及・定着
 - ・アダプト等による道路、水路の環境美化活動
 - ・道路管理者等による道路、側溝等の清掃
 - ・効果確認のための各種調査
 - ・流出対策に係る普及啓発

(5) 緑地の保全その他環境の保護・回復

おかやまアダプト推進事業及び児島湖畔環境保全アダプトの推進

水質保全意識の高揚を図るための流域河川に生息する生物の保護活動の実施

淡水魚介類の生育環境の改善のための水生植物帯の適正な管理や清掃活動の推進

生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来生物対策の啓発・実践

自然環境保全法、自然公園法、生物多様性基本法、森林法、都市計画法、都市公園法、都市緑地法、河川法、土地改良法等関係法令や関係諸制度の的確な運用

5 その他水質保全のために必要な措置

(1) 公共用水域の監視

①公共用水域の水質測定

岡山市、倉敷市では、児島湖内の4地点及び流入河川の11地点において、水質の監視、測定を実施

流域市町では、小規模な河川、農業用水路等の水質検査を実施

②県民参加による監視等

県民参加による水質監視等の実施

(2) 調査研究の推進等

検討会による調査研究

行政機関と大学等が効率的かつ効果的に調査を実施すべく設置した検討会による共同調査研究の実施

ア 水質汚濁メカニズムの解明

イ 水生生物の有効活用等に係る研究の推進

ウ 新たな水質指標に係る調査

(3) 県民との連携による環境保全活動の推進

①推進体制の充実

地域住民、NPO、事業者、教育機関、関係団体、行政機関等の連携によるネットワークの拡充

②積極的な情報発信

公共用水域の水質測定等の結果に基づき、各種対策の進捗状況及びその評価について、積極的に情報を発信

③普及啓発活動の推進

各種パンフレットや児島湖情報サイト、マスメディアを利用した広報等の推進

水質保全に関する普及及び意識の高揚を図るため、児島湖ふなめし交流事業や各種イベント等を実施

④ユスリカ対策

水質浄化対策に関する各種情報を積極的に発信するとともにユスリカの幼虫であるアカムシの生息数調査の実施

(4) 環境学習の推進

児島湖環境学習事業の実施

水質保全に関する知識の普及と環境に対する意識の高揚を図るため、「環境学習エコツアー」等の環境学習や体験学習の実施

「児島湖移動水族館」等児島湖とふれあえる事業の実施

(5) 関係計画等との整合

指定地域内の開発に係る諸計画及び児島湖流域別下水道整備総合計画との整合性を確保

岡山県児島湖環境保全条例や晴れの国おかやま生き生きプランなど、児島湖の水質保全に係る関係法令・諸計画の運用に当たっては、本計画の推進に資するよう配慮

(6) 事業者等に対する支援

政府系金融機関による融資制度、岡山県及び市町の融資制度等の活用により、事業者による汚水処理施設等の整備を推進

(7) 計画の進捗管理

計画に基づき対策を適切に実施するため、毎年度計画の進捗管理を行い、結果を公表